

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の  
特定事業主等を定める規則

〔令和5年3月22日〕  
規則第1号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体の規則で定めるものは、次表の左欄に掲げるものとし、同項の当該地方公共団体の規則で定める職員は、それぞれ右欄に定める職員とする。

管理者	管理者が任命する職員
-----	------------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。